

## 監査の信頼性確保のために

### — 審査基本方針等 —

公認会計士・監査審査会  
平成16年6月29日  
改正平成17年6月14日

公認会計士法は、公認会計士が、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする旨を規定している。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の行う財務諸表の監査業務の改善進歩を図る活動を行っているが、改正公認会計士法の施行により、協会がこれまで行ってきた監査の質を向上させるための監査事務所に対する調査活動は法的にも位置づけられ、その報告が義務づけられた。協会の調査活動の信頼性の一層の向上のため、公益的見地から公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）がこれを審査し、必要に応じて検査する（以下「モニタリング」という。）機能も法的制度として導入された。

審査会が実施するモニタリングは、協会からの報告に基づき、協会による監査事務所における監査業務に対する調査制度が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときは監査事務所等に立入検査を行うものである。審査会は、その結果に基づき、必要があると認めるときは金融庁長官に対して勧告を行うことができる。その意味で、審査会の実施するモニタリングは、金融庁による公認会計士等に対する監督機能や協会の発揮する自治統制機能と相俟って、全体としてわが国の監査の質の確保と実効性の向上を図る制度的仕組みの主要な核をなすものである。

審査会は、監査の質の確保と実効性の向上に対する国民の期待に対応し、改正公認会計士法の趣旨に則り、証券監督者国際機構（IOSCO）の「監査人の監督に関する原則」等の国際的な潮流をも勘案し、監査人監督機関の国際会議に参加するとともに、海外の関係監督当局との緊密な協力関係を積極的に構築していくことも視野に入れつつ、以下のような視点及び目標を基本として、モニタリングを実施することとする。

#### 【視点】

審査会が実施するモニタリングにおいては、現在、協会が上記調査活動として実施している「品質管理レビュー」等の既存の枠組みにとらわれることなく、常に国民の

視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保と実効性の向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応するとともに、年次活動報告を発行するなど、内外に対する適切な情報発信に努める。

### **【目標】**

審査会が実施するモニタリングは、個別監査意見そのものの適否の判断を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とすることにより、協会の効果的な自治統制機能を通じて、監査事務所における監査業務の充実・強化を図ることを目標とする。

審査会は、モニタリングの実施に当たって、以上のような観点を踏まえ、次のように「審査基本方針及び審査基本計画」及び「検査基本方針」を定める。なお、社会経済情勢の変化、審査・検査手法の向上等を踏まえ、これらの方針等について、事務年度毎に見直しを行い、必要に応じ適宜改正を行うものとする。

## Ⅰ. 審査基本方針及び審査基本計画

### 1. 審査基本方針

#### (1) 基本的考え方

新たに審査会によるモニタリング制度が導入された目的に鑑み、また、制度導入当初であることを踏まえ、限られた行政的資源のもとでこの機能を効果的に果たしていくために、当面以下のような考え方を重視することとする。

##### ① 監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応

監査の質の確保と実効性の向上への期待に積極的に対応するために、協会からの報告のみにとらわれず様々な情報を活用して、特に大きな問題点の的確な把握や実効性ある改善が確保され得るようなアプローチを確立していくこととする。その際、特にわが国経済に大きな影響を与える上場企業等に対する監査業務に係る品質管理の状況が遅滞なく的確に把握できるようなアプローチを模索し、確立する。

##### ② 監査業務への継続監視と協会による品質管理レビューの一層の機能向上

協会からの報告に基づき継続的に審査活動を進めていくことに加え、協会による品質管理レビュー自体の信頼性、実効性を高め、審査の結果が適切に反映されるような仕組みが確実に構築されることを目指すとともに、信頼性の高い品質管理が監査業務に浸透するよう努めていく。

#### (2) 審査の枠組み

- ① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受領し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また必要な場合には監査事務所からも所要の報告・資料について徴求を行うとともに、様々な情報を活用し、これらの内容に基づき、主に以下について審査を行うものとする。

イ. 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

- ② 上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を評価・提言等といった形で示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。
- ③ その他必要に応じ、審査会の任務を踏まえ、監査業務全体の質の確保と実効性の向上に資すると考えられる措置が認められた場合には、これを助言・提言等の形で関係者等に対し表明する。

## 2. 審査基本計画

### (1) 継続的審査活動と重点審査事項

上記の審査基本方針に基づき、次のような事項に重点を置いて、**協会からの報告を基にその内容を継続的に審査**する。その際、協会の自治統制機能を評価するとともに、特定の法令等諸基準の遵守状況を横断的に審査する新たな手法の可能性についても検討を行う。

- ① 非監査業務の同時提供の禁止等、監査人の独立性確保の状況の確認
- ② 協会による品質管理レビューにおいて指摘された改善勧告事項とそのフォローアップ（リスク・アプローチ、監査意見表明のための審査機能等）
- ③ 個人会計士による大会社等の監査や長期間継続している監査人による監査について、品質管理の観点からの問題点の有無
- ④ 審査体制や業務管理体制等に係る適切性

### (2) 当面の各事務年度における更なる取組み

上記の継続的な審査活動に加え、**協会による品質管理レビューの一層の機能向上**を図る見地から、当面各事務年度毎に次のような取組みを行う。

#### 【平成 16 事務年度（17 年 6 月まで）】

協会によるこれまでの品質管理レビュー（基本的スタンス、実施体制、実施方法等）について、**深度ある実態把握**を行い、その成果及び実効性について十分に検討・評価を行う。その結果が翌年度の協会による品質管理レビューの計画に十分反映されるように、当年度のできるだけ早い時期に、協会による品質管理レビューの一層の信頼性向上と効果的な遂行のための条件整備・手法改善等に関し、**公益的立場から助言・提言等を行うとともに、必要に応じて勧告**を行う。

(注) 品質管理レビューの実態把握及び提言については、報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を平成 17 年 2 月 8 日に取りまとめたうえ、協会に手交するとともに公表した。なお、協会は同月 17 日に上記報告書への対応策を策定し、審査会に報告するとともに公表した。

#### 【平成 17 事務年度（18 年 6 月まで）】

初年度の取組みを踏まえて改善・実施される協会による品質管理レビューを前提にした審査を行う。その際、初年度の取組みに対する評価・見直しを行い、重点審査事項により留意した対応や**審査会と協会との実務的な役割分担・連携関係を明確化**することも含め、その取組みについて一層の改善・向上を図るための方策を検討し、**審査の枠組みを強化**する。

また、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた財務報告に係る内部統制の有効性等や、監査の品質管理の向上等に関する企業会計審議会における審議動向について注視していくとともに、審査会としての対応を検討していく。

#### 【平成 18 事務年度（19 年 6 月まで）以降】

協会による品質管理レビューが、相当程度機能向上していることを基本として、協会による品質管理レビューと審査会による審査活動による相乗効果により、**一層の監査の質の確保と実効性の向上**を目指す。

## II. 検査基本方針

審査会の検査は、協会からの報告に対して「審査基本方針及び審査基本計画」に基づき行われる審査結果を踏まえて、必要に応じ次のように実施する。

### 1. 検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

- (1) 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかについての審査結果に基づき、必要があると認めるときに協会等に立入検査を行う。
- (2) 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかについての審査結果に基づき、必要かつ適当と認めるときに監査業務に関し監査事務所へ立入検査を行う。
- (3) 上記(2)の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を適切に把握する必要があると認める場合には被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果、審査会は個別事情に応じ、審査会の意見を評価・提言等といった形で示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

### 2. 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

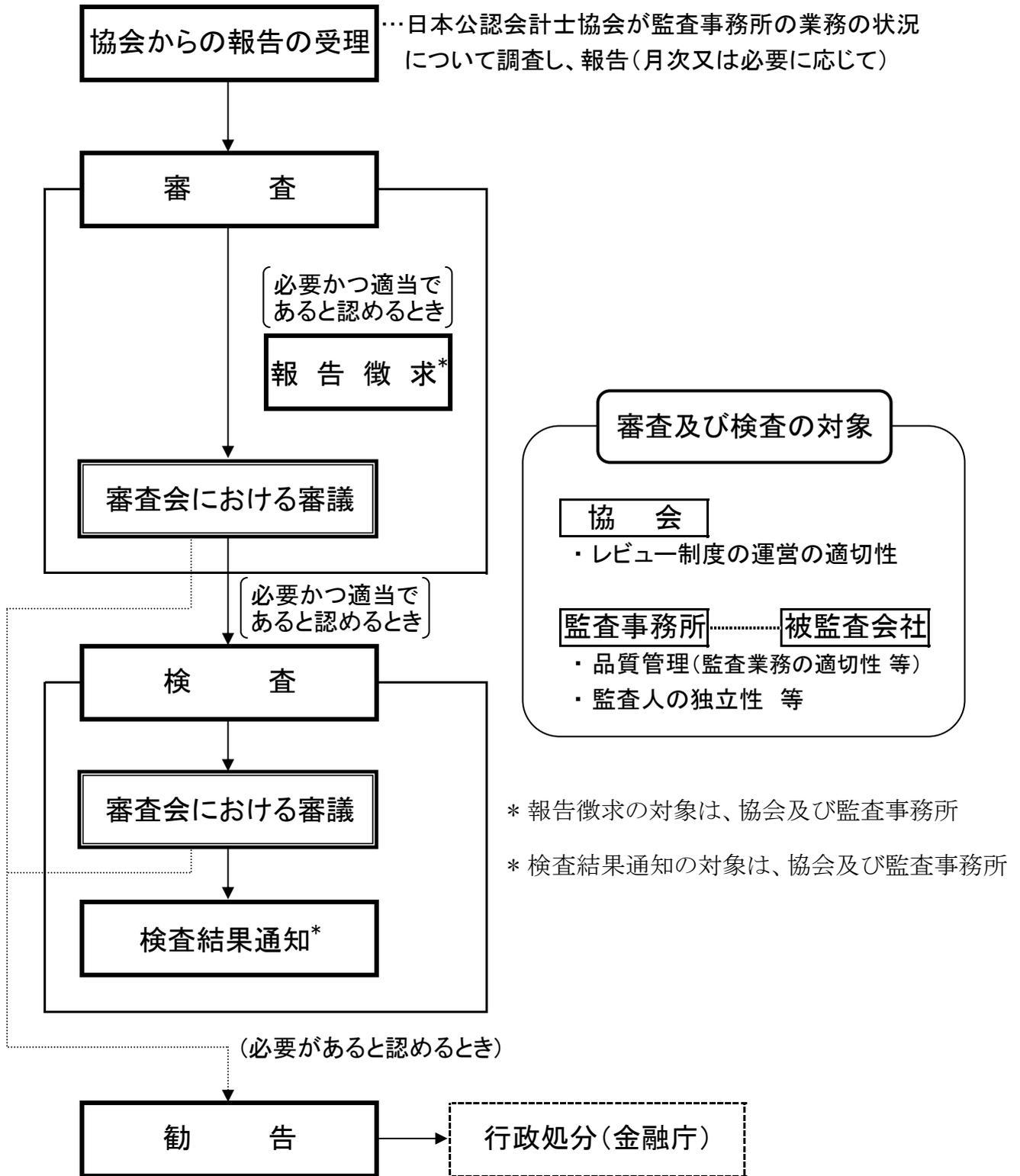
- (1) 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要があると認められる場合等（主に対協会）
- (2) 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要があると認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要があると認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能しているかどうか確認する必要があると認められる場合等（主に対監査事務所）
- (3) 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要があると認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要があると認められる場合等（主に対被監査会社等）

- (4) 法令等諸基準の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合
- (5) 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

### 3. 検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、運営規程に従い、検査の対象範囲、検査の目的、検査対象事項等、検査の実施項目を定める検査実施計画を策定し、検査を終了したときは、被検査事務所等に対して検査結果の通知を行う等適切な手続をとるものとする。

## 公認会計士・監査審査会の審査・検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。



## 4 大監査法人の監査の品質管理について

4 大監査法人の検査で検証した限り、いずれの法人についても、  
 <法人としての品質管理：監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分>  
 <個々の監査業務の品質管理：監査の基準への準拠に不十分なものあり>  
 ↓  
 <法人として監査の品質管理のための組織的な業務運営の改善が必要>

- \* 検査：公益又は投資者保護のため品質管理上の問題を指摘するもの  
 組織的な業務運営が不十分 ≠ 監査意見の表明が不適切  
 検査手法・・・諸外国と同程度、検査結果・・・諸外国と共通

検査項目	指摘事項（不十分な点）
業務運営全般	組織的な業務運営 業務改善、法令等遵守態勢、地方事務所の 管理態勢
職業倫理及び独立性	手続の運用
研修等	管理態勢
監査契約の新規締結・更新	リスク評価や手続
監査業務の遂行	監査計画、実証手続等、会計上の見積り等、 その他の手続、監査意見の表明に係る手続
監査調書	作成、査閲、保存
監査業務に係る審査	深度ある審査 問題を認識し、処理の適切性を確認する態勢
品質管理システムの監視	運用
共同監査	方針と手続の整備
組織的監査	監査チームによる監査、審査、地方事務所管理

#### 4 大監査法人の監査の品質管理について

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、昨年10月、昨今の会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、公益又は投資者保護のために、あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人、中央青山監査法人の4大監査法人に対する早急な検査等の措置を行うことを公表し、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の実施した品質管理レビューの報告に対する審査を行った後に、4大監査法人への検査を実施した。

これら検査で検証した限りにおいて、4大監査法人のいずれについても、法人としての品質管理に関して、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分と認められる。具体的には、業務運営全般、独立性、監査契約の新規締結・更新、監査業務の遂行、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理システムの監視、共同監査、組織的監査等に関して不十分なものが認められる。個々の監査業務に関する品質管理においては、一般に公正妥当と認められる監査の基準（以下「監査基準」という。）への準拠に不十分なものが認められる。今後、例えば、監査リスクの高い監査業務に対しても常に監査基準等が定める監査の質を確保できるように、法人として、監査の品質管理のための組織的な業務運営を改善することが必要である。

審査会は、本検査の結果を個別に4大監査法人に通知し、4大監査法人に対して監査の品質管理、業務運営の改善を求めるものである。また、審査会は、会計監査の信頼確保及び証券市場の透明性確保に資するよう、4大監査法人の監査の品質管理に関する検査結果の概要について取りまとめ、これを公表することとした。

なお、検査は監査法人に対し、また、検査対象である個々の監査業務に対する全般的な評価を行うものではなく、主として監査の品質管理の問題を指摘するものである。検査で指摘している問題点は検査官が検証した範囲で認められたものであり、各監査法人のすべての監査業務に共通して生じているものではない。これらの問題点が潜在的なものも含め改善されることにより、監査の質が向上すると考えている。監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分

であり、改善が求められるということは、直ちに各監査法人の行う監査意見の表明が不適切であると指摘しているものではないことに留意を要する。審査会は4大監査法人が監査の品質管理の向上に努めており、個々の監査業務の多くについて監査の質は確保されていると信じている。

また、審査会は諸外国の関係機関とも二国間、多国間で意見交換を実施している。本検査の検査手法は諸外国の検査を参考に同程度の範囲、深度となるように努めたところである。今般の検査結果の多くは諸外国の検査結果と共通した内容が認められる。(既に米国、カナダ及び英国においては、4大監査法人に対する検査が実施され、その結果が公表されている。また、それぞれの国において各4大監査法人による改善措置が着手され、そのフォローアップも行われている。)

審査会は、今般の検査結果を踏まえ、平成18事務年度より4大監査法人の改善状況についてフォローアップ検査を実施することとする。

## 1 公認会計士・監査審査会の検査

審査会は、公認会計士法に基づき、監査の品質管理の観点から、協会が実施する品質管理レビューの報告を受けてこれを審査し、公益又は投資者保護のために必要かつ適当と認める場合には、監査事務所等に対して検査を実施している。

昨年10月、昨今の会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、審査会は4大監査法人に対する早急な検査等の措置を行うことを公表し、協会の実施した品質管理レビューの審査を行った後に、4大監査法人に対する検査を実施したところである。

本検査は、監査の品質管理、すなわち法人としての品質管理及び個々の監査業務の品質管理の観点、また、公認会計士法、証券取引法、監査基準、会計基準等への準拠（これらは監査の品質に直接関係する。）の観点から、審査会事務局の検査官が各監査法人に立ち入り、その業務に関係ある帳簿書類その他の物件を検査したものである。法人としての品質管理については、関連する文書の閲覧、法人の長である理事長以下、社員等からの聴取を行い、個々の監査業務の品質管理については協会の品質管理レビューで選定された監査業務及び審査会が選定した監査業務に関して、監査調書の閲覧、担当する業務執行社員等からの聴取を行った。

## 2 4大監査法人の概要

あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人、中央青山監査法人の4大監査法人はそれぞれ、代表社員が200名から300名程度、社員が200名程度、これらを含む公認会計士が1,500名程度、会計士補が700名から900名程度、その他職員を含め約3,000名の規模である。所属する公認会計士及び会計士補のうち代表社員及び社員の割合は2割前後である。事務所数は本部事務所のほか30程度、関係会社数は10から20程度である。これら監査法人は数回の合併を経て、現在の姿となっている。それぞれの監査法人はKPMG、DTT、E&Y、PwCのいわゆるBig4と提携している。各監査法人が監査業務を行っている被監査会社は3,500社から4,700社であり、うち証券取引法又は商法特例法に基づく監査の被監査会社は約2,000社である。これらのいわゆる大会社に対する監査業務のうち約8割を4大監査法人が実施している。4大監査法人平均で業務収入は約500億円である。

## 3 業務運営全般

4大監査法人はそれぞれ、法人の長として理事長又は包括代表社員を置き、社員総会、理事会等の組織を設けるとともに、内規を策定して業務運営を行っている。監査の品質管理については各法人とも重要課題として業務管理本部等を設けて、また、海外提携先の監査マニュアルに準拠した監査マニュアルを用いて、品質管理の確保及び監査の質の向上に努めている。地方事務所については事務所長会議等を通じて管理している。地方事務所に関して自主運営、独立採算制を採用している法人もある。なお、個々の監査業務については法人から指名された業務執行社員が行い、また、指名を受けた業務執行社員が当該監査の実施について責任を負い、法人の業務運営を行う理事長等は当該監査業務には直接には関与していない。

監査の品質管理のための組織的な業務運営については、4大監査法人のいずれも不十分と認められる。過去に行政処分を受けた法人が複数あるが、検査着手時において、その後の業務改善はいずれも不十分と認められる。また、監査法人として過去の事件を検証し、今後の監査業務の質の向上に活かすための取組みが不十分な法人がある。法令等遵守（コンプライアンス）については、各法人ともに、法令等遵守の必要性及びその範囲の認識並びに体制整

備の取組みは不十分である。地方事務所の管理態勢については、地方事務所任せになっているところがある等、各法人ともに、不十分な点がある、あるいは不十分であると認められる。

#### 4 職業倫理及び独立性

職業倫理及び独立性の確保については、各法人ともに、海外提携先のマニュアル等を踏まえ、法令の定める内容より一層厳しい基準を定めている。また、その遵守のために、年次の一斉点検等の確認手続、被監査会社の株式の所有及び被監査会社からの借入等について事前承認手続等を定めて実施している。

非監査業務の同時提供については、これを禁止する改正公認会計士法施行に伴い、又はそれ以前から、各法人ともに、非監査業務の契約に際して事前承認手続を定めて実施している。

独立性の確認手続に実施漏れがあるもの、事前承認手続が事後に行われているもの等が認められ、これらの手続の運用はいずれの法人においても不十分と認められる。

#### 5 研修等（人事管理を含む。）

各法人ともに、専門知識の研修プログラムを法人に所属する社員等に独自に多数提供している。また、公認会計士は公認会計士法により協会が行う研修を受けることを義務づけられている。各法人ともに、当該研修の履修状況を管理する体制を設けている。

公認会計士個人の認識不足とともに、研修は基本的には個人の問題であるとの認識等から法人の管理が不十分なため、法令で要求されている研修単位を充たしていない事例が複数の法人に認められるなど、研修の管理態勢はいずれの法人においても不十分な点が認められる。

監査法人内での社員及び職員に対する処分に関しては、関連内規の整備が不十分な法人、内規に従った処分を行っていない法人が複数認められ、処分

の態勢は不十分と認められる。

## 6 監査契約の新規締結・更新

各法人ともに、監査契約の新規締結・更新に当たって、法規委員会研究報告第3号により監査業務に係る合意事項を契約書に文書化し、当該契約の監査リスクを評価し、それに応じた事前承認を行う手続を設けて実施している。

各法人ともに、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続に不十分なものがあり、事前承認を経ずに、また、契約締結前に監査業務に着手している事例が認められる。各法人ともに、監査契約書への合意事項等記載に不備がある事例が多数認められる。

## 7 監査業務の遂行

各法人ともに、監査業務は監査マニュアルに従い、業務執行社員、主査又は主任、その他の補助者からなる監査チームにより組織的に監査を実施している。なお、大会社等については複数業務執行社員制を採用し、法定監査等については指定社員制を採用している。

### (監査計画)

監査計画の承認手続等が不十分な事例が認められる法人がある。また、重要性の基準値の運用について不十分な事例が複数の法人に認められる。各法人ともに、リスク・アプローチが不十分な事例が認められる。

### (実証手続等)

残高確認について、各法人ともに、残高確認の未実施、残高確認の結果の不十分なフォローアップ、代替手続の未実施等、不十分な事例が多数認められる。

実証手続について、各法人ともに、手続不十分なために十分かつ適切な監査証拠が入手されていない事例が認められる。

連結の範囲に関する検討が不十分な事例が複数の法人に認められる。

### (会計上の見積り等)

監査チームは全体としての財務諸表に関連し、経営者が行った会計上の見積りの合理性について評価しており、会計上の見積りに係る固有リスクの程度及び統制リスクの程度を評価し、財務諸表に含まれるべき重要な会計上の見積りが漏れなく合理的に行われていることに関する監査証拠を入手している。

棚卸資産の評価、有価証券の評価、関係会社投融资の評価、貸出債権の評価、貸倒引当金の見積り、繰延税金資産・負債等の会計上の見積り、さらに不動産の流動化についての検討に関する監査手続が不十分な事例が複数の法人に認められる。

(その他の手続)

経営者等とのディスカッションが不十分な事例が複数の法人に認められる。  
継続企業的前提や後発事象に関する監査手続が不十分な事例が複数の法人に認められる。

財務諸表に重要な影響を及ぼす訴訟事件等を把握するための弁護士確認状に関する手続が適切に行われていない法人がある。

他の監査人の監査結果の利用について、各法人ともに、海外に所在する連結子会社等に係る他の監査人の監査結果の利用に当たって独立性の確認書を入手していない事例が認められ、監査指示書に対する回答等必要な文書を入手していない事例が複数の法人に認められる。

不正及び誤謬を発見するために実施すべき手続が十分に実施されていない事例が認められる法人がある。

(監査意見の表明に係る手続)

監査意見の表明に係る手続として検出事項要約表、経営者確認書、監査報告書の作成に関して不十分な事例が複数の法人に認められる。

## 8 監査調書

監査調書については、内閣府令、監査基準に定められており、また、監査基準委員会報告書第16号には監査基準に準拠した監査の実施及び十分かつ適切な監査証拠に基づいて監査意見を形成したことを立証するための資料として作成するものであり、完全性、秩序性、明瞭性、正確性及び経済性の要件を具備するものと定められている。各法人ともに、内閣府令、監査基準等を踏まえ監査調書について監査マニュアルで規定し、監査調書を作成、保存し

ている。

各法人ともに、監査手続を十分に実施したと主張しているものの、監査調書の文書化が不十分であり、事後的な検証が困難であった事例が多数認められる。また、各法人ともに、監査調書の査閲が不十分な事例が多数認められる。さらに、各法人ともに、地方事務所における管理が不十分なものが多数認められる等、監査調書の保存に不十分な点がある、あるいは保存態勢が不十分であると認められる。

## 9 監査業務に係る審査

各法人ともに、監査計画、監査意見の審査については、審査を受ける監査チームに属していない他の代表社員又は社員が審査担当者となって審査を行い、その後あるいは必要に応じて、合議制の上級審査組織による審査に付す重層的な体制を設けている。審査担当者は監査チームの作成した資料等に基づき、業務執行社員等から説明を受けて、監査計画、監査意見について審査しており、上級の審査組織は審査担当者の審査結果を踏まえ、業務執行社員等から説明を受けて、合議により審査を行っている。

各法人ともに、審査項目をチェックするのみで深度のある審査が行われていない事例、また、監査チームあるいは審査担当者から示された項目を主として審査するため、監査チームの外あるいは上級の立場からの審査が十分に行われていない事例等が認められ、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点がある、あるいは、審査態勢が不十分と認められる。

## 10 品質管理システムの監視

各法人ともに、品質管理システムを監視、点検する体制を設けており、部門・地方事務所の品質管理及び業務執行社員の品質管理について点検している。

各法人ともに、その運用が不十分な事例が認められる。

## 11 共同監査

各法人ともに、共同監査を実施している。小規模の監査事務所との共同監査のほか、4大監査法人同士で共同監査を実施している事例も認められる。各法人は監査基準委員会報告書第12号に基づき、監査マニュアルに共同監査に関する方針と手続を策定し、これらに従って共同監査を実施している。

各法人ともに、特に4大監査法人間で共同監査を実施する場合、当該共同監査に関する具体的な方針と手続の整備が不十分で、共同監査を行う両法人の当事者間における意思疎通が不十分な事例、役割分担した事項については相手方法人の担当者任せとなっている事例等が認められる。

## 12 組織的監査

監査法人は組織的監査を行うために設立されているものであり、各法人ともに、海外提携先との提携の下、監査マニュアル等によって組織として監査を行い、そのための業務運営を行っている。

各法人ともに、監査調書の監査責任者及び監督機能を有する監査補助者による査閲が不十分な事例が多く認められ、監査チーム内で指導が十分でなく、チーム段階での組織的監査は不十分なものが認められる。

また、各法人ともに、監査チームによる監査計画、監査意見について法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点がある、あるいは態勢が不十分であると認められ、地方事務所について法人として統一された業務運営態勢に不十分な点がある、あるいは態勢が不十分であり、法人としての組織的監査が不十分と認められる。

## 13 その他

監査に要する時間及び人員について、必要と考えられるものに比して実際の時間及び人員が少ないとする監査チームがある法人がみられる。

(参考)

「適正なディスクロージャーと厳正な会計監査の確保に向けた対応策について」(抜粋)(平成17年10月25日)

公認会計士監査をめぐる最近の非違事例等を踏まえ、監査の信頼を揺るがしかねない事態が生じているとの認識の下、厳正な会計監査の確保等を通じた適正なディスクロージャーの確保に向け、以下の方策を推進するものとする。

#### 1 4大監査法人に対する早急な検査等の措置

昨今の会計監査を巡る情勢、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して下記のとおり早急な検査等の措置を講じることとし、会計監査に対する信頼確保に資するよう努める。

- (1) 公認会計士・監査審査会は4大監査法人に対して監査の品質管理の観点から、現に実施中のものを含め、順次、日本公認会計士協会による品質管理レビューの審査及び検査を行う。監査の品質管理について改善すべきものが認められた場合、所要の措置を講じる。
- (2) 審査会は4大監査法人の改善状況についてフォローアップを行い、必要に応じて検査を実施する。4大監査法人における監査の品質管理の改善が1年以内に進捗しない等の場合、審査会は所要の措置を講じる。
- (3) 審査会は、審査及び検査の進捗状況に応じて、監査事務所を通じた監査の品質管理の全般的な実態を随時取りまとめ、公表することとしている。  
4大監査法人についても、その検査等が一巡した段階で、4大監査法人における監査の品質管理の全般的な実態について取りまとめ公表する。

## 4 大監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

### あずさ監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 6 月 30 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、あずさ監査法人を検査した結果、下記のとおり、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項に規定する「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して同法第 34 条の 21 第 1 項の規定による指示をするよう勧告した。

#### 記

- (1) あずさ監査法人を検査した結果、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められる。

具体的には、法令等遵守態勢、独立性確保のための手続の運用が不十分であり、研修等の管理態勢に不十分な点が認められる。

また、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続、監査チームによる監査業務の遂行、監査調書の作成・保存に不十分な点が認められる。監査業務の審査については、体制、手続に不十分な点がみられるほか、重要な論点についての審査が不十分なものがあり、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点があると認められる。品質管理システムの監視に不十分な点が認められ、共同監査は不十分であると認められる。

さらに、地方事務所の管理態勢は不十分であると認められる。

- (2) 監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分な結果、監査基準等に準拠していない手続がみられる監査業務、また、監査調書の作成が不十分なため、監査手続の検討過程が明らかでない監査業務が認められる。

## 監査法人トーマツに対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 6 月 30 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、監査法人トーマツを検査した結果、下記のとおり、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項に規定する「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して同法第 34 条の 21 第 1 項の規定による指示をするよう勧告した。

### 記

- (1) 監査法人トーマツを検査した結果、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められる。

具体的には、法令等遵守態勢、独立性確保のための手続の運用が不十分であり、研修等の管理態勢に不十分な点が認められる。

また、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続、監査チームによる監査業務の遂行に不十分な点が認められる。監査調書の作成・保存に不十分な点が認められ、保存態勢は不十分であると認められる。監査業務の審査については、重要な論点についての審査が不十分なものがあり、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点があると認められる。品質管理システムの監視、共同監査に不十分な点が認められる。

さらに、地方事務所の管理態勢は不十分であると認められる。

- (2) 監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分な結果、監査基準等に準拠していない手続がみられる監査業務、また、監査調書の作成が不十分なため、監査手続の検討過程が明らかでない監査業務が認められる。

## 新日本監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 6 月 30 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、新日本監査法人を検査した結果、下記のとおり、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項に規定する「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して同法第 34 条の 21 第 1 項の規定による指示をするよう勧告した。

### 記

- (1) 新日本監査法人を検査した結果、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められる。

具体的には、法令等遵守の意識及び取組みが不十分であると認められる。独立性確保のための手続の運用が不十分であり、研修等の管理態勢に不十分な点が認められる。

また、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続、監査チームによる監査業務の遂行、監査調書の作成・保存に不十分な点が認められる。監査業務の審査については、重要な論点についての審査が不十分なものがあり、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢に不十分な点があると認められる。品質管理システムの監視に不十分な点が認められ、共同監査は不十分であると認められる。

さらに、地方事務所の管理態勢に不十分な点が認められる。

- (2) 監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分な結果、監査基準等に準拠していない手続がみられる監査業務、また、監査調書の作成が不十分なため、監査手続の検討過程が明らかでない監査業務が認められる。

## 中央青山監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 6 月 30 日  
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、中央青山監査法人を検査した結果、下記のとおり、公認会計士法第 34 条の 21 第 1 項に規定する「監査法人の行う第 2 条第 1 項の業務の運営が著しく不当と認められる場合において、同項の業務の適正な運営を確保するために必要であると認めるとき」に該当すると認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して同法第 34 条の 21 第 1 項の規定による指示をするよう勧告した。

### 記

- (1) 中央青山監査法人を検査した結果、監査人の意識、過去の事件を踏まえた取組みが不十分なこともあり、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分であると認められる。

具体的には、法令等遵守態勢、独立性確保のための手続の運用が不十分であり、研修等の管理態勢に不十分な点が認められる。

また、監査契約の新規締結・更新に当たってのリスク評価や手続、監査チームによる監査業務の遂行、監査調書の作成・保存に不十分な点が認められる。監査業務の審査について重層的な審査体制が設けられているものの、レビューパートナーの審査が中心で、その審査も深度あるものとはいえないものがみられ、法人として個々の監査業務における問題を認識し、それに対する判断や処理の適切性を確認する等の審査態勢は不十分であると認められる。品質管理システムの監視に不十分な点が認められ、共同監査は不十分であると認められる。

さらに、地方事務所の管理態勢に不十分な点が認められる。

- (2) 監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分な結果、監査基準等に準拠していない手続がみられ、業務執行社員は十分な心証を得て監査業務を行ったと主張しているものの、検査において、当該監査業務で実施した監査手続を十分な根拠を示して説明できないものが認められる。

- (3) 中央青山監査法人は、平成 18 年 5 月 10 日付の行政処分に関して、同年 6 月 10 日付で公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項の規定に基づく報告を金融庁に提出したが、公認会計士・監査審査会は、その提出に当たっては検査の状況を踏まえたものとするよう要請していたところである。

当該報告で示された改善策の確実かつ早急な実施が必要である。

平成 18 年 6 月 30 日  
公認会計士・監査審査会

### 平成 18 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は平成 16 年 4 月に発足後、審査基本方針等に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の行う品質管理レビューの審査、必要に応じて検査を行ってきたところである。

平成 16 事務年度においては、協会によるこれまでの品質管理レビューについて深度ある実態把握を行い、その成果及び実効性について十分に検討・評価を行い、その結果が翌年度の協会による品質管理レビューの計画に十分反映されるように、報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を平成 17 年 2 月 8 日に取りまとめたうえ、協会に手交するとともに公表した。なお、協会は同月 17 日に上記報告書への対応策を策定し、審査会に報告するとともに公表した。また品質管理レビューの審査を行い、一部の監査事務所に対する検査を実施した。

平成 17 事務年度においては、初年度の取組みを踏まえて審査を行い、検査を行った。特に、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4 大監査法人に対する検査を実施した。

平成 18 事務年度においては、これまでの審査会の活動実績、昨今の会計監査を巡る状況等を踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、一層の監査の質の確保に資するように、審査及び検査を実施することとする。

#### 1 平成 18 事務年度審査基本計画

##### (1) 重点的検証事項

平成 16 事務年度においては、「確認（監査基準委員会報告書第 19 号）」の遵守状況を重点的に検証した。その結果、多くの監査事務所で確認が不十分な実態が把握された。さらに、平成 17 事務年度においても同様に不十分な実態が把握されたところであり、引き続き確認に関する検証が必要と考えられる。

平成 17 事務年度の 4 大監査法人に対する検査においては、会計上の見積りについて不十分な事例を多く把握したところである。また、監査業務に関する審査について、問題の発見及び解決がなされるためには不十分な態勢であると認められた。

これらを踏まえ、平成 18 事務年度においては、監査手続としては確認及び会計上の見積りについて、また、監査業務に係る審査態勢について重点的に検証することとする。

## (2) 協会の品質管理レビューの改善状況の検証

審査会が協会の品質管理レビューについて実態把握及び提言を通じて改善を要請し、1 年余りが経過しており、協会の品質管理レビューの改善が期待される。また、監査基準の改訂、品質管理基準の策定により監査事務所の監査の品質管理がより一層重視されるようになっており、協会の品質管理レビューの改善状況について検証することとする。

## 2 検査基本計画

### (1) 4大監査法人に対するフォローアップ検査

平成 17 事務年度の 4 大監査法人に対する検査においては、4 大監査法人のいずれについても、法人としての品質管理に関して、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分と認められる。具体的には、業務運営全般、独立性、監査契約の新規締結・更新、監査業務の遂行、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理システムの監視、共同監査、組織的監査等に関して不十分なものが認められる。個々の監査業務に関する品質管理においては、一般に公正妥当と認められる監査の基準への準拠に不十分なものが認められる。今後、法人として、監査の品質管理のための組織的な業務運営を改善することが必要である。

今般の検査結果を踏まえ、平成 18 事務年度より、4 大監査法人の改善状況についてフォローアップ検査を実施することとする。

### (2) 必要に応じた中規模監査法人への検査

国際的には、いわゆる Big 4 への検査が実施された後、それらに続く中規模の監査法人に対する検査が実施されている。

平成 16 事務年度及び 17 事務年度の審査には、中規模監査法人に対するものも含まれており、平成 18 事務年度の審査においても中規模監査法人に対するものが計画されている。

平成 18 事務年度においては、この国際的な動向や昨今の会計監査を巡る状況を踏まえ、規模による特性等に留意しつつ、協会の品質管理レビューの審査を行った後、必要に応じて検査を実施する。